

でんさいネット利用者さま各位

長岡信用金庫

「でんさいネット」業務規程等の一部改正のお知らせ

特定記録機関変更記録*の取扱開始に伴い、令和元年 7 月 8 日から、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」という。）の業務規程および業務規程細則（以下、「業務規程等」という。）を次のとおり改正しますので、お知らせいたします。

*でんさいネットとの間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関を変更前電子債権記録機関、でんさいネットを変更後電子債権記録機関とする記録機関変更記録（電子債権記録機関間で電子記録債権を移動するための電子記録）をいいます。

1. 業務規程等の改正施行日

令和元年 7 月 8 日

2. 業務規程等の改正点

(1) 定義の追加

- ・「提携記録機関」および「特定記録機関変更記録」の定義を規定する。

【業務規程第 2 条第 26 号・第 27 号関係】

(2) 停止措置および解除等に関する免責

- ・特定記録機関変更記録の取扱いの停止措置および提携記録機関との提携契約の解除等による特定記録機関変更記録の取扱いの停止に関する当会社の免責について規定する。

【業務規程第 10 条の 2、第 10 条の 3 関係】

(3) 特定記録機関変更記録の追加

- ・当社が取り扱う電子記録として、特定記録機関変更記録を規定する。

【業務規程第 21 条第 1 項・第 3 項関係】

(4) 特定記録機関変更記録の請求方式

- ・特定記録機関変更記録の請求方式（本業務規程および提携記録機関の定めに従い提携記録機関に請求すること）について規定する。

【業務規程第 23 条第 2 項・第 3 項関係】

(5) 当社による電子記録および通知

- ・当社が特定記録機関変更記録を記録した場合の、利用者への通知内容および通知方法について規定する。

【業務規程第 25 条第 2 項、業務規程細則第 15 条第 2 項関係】

(6) 通知の特則

- ・電子記録等の通知の特則（発生記録の通知を特定記録機関変更記録の記録に伴う開示内容の記録に関する通知と誤認するおそれがあると認めた場合に通知をしないことができる旨）を規定する。

【業務規程第 29 条第 4 号、業務規程細則第 16 条第 2 項関係】

(7) 特定記録機関変更記録等に関する詳細事項

- ・特定記録機関変更記録の請求および承諾に関する事項（当社に通知する情報、特定記録機関変更記録の請求条件等）、記録に関する事項、当社と提携記録機関間での通知の方法、変更後債権記録に変更前債権記録の記録事項を記録できる旨を規定する。

【業務規程第 37 条の 2、業務規程細則第 32 条の 2 関係】

(8) 変更後債権記録に対する変更記録

- ・特定記録機関変更記録の請求または承諾に併せて、電子記録債権法第 16 条第 2 項各号に掲げる事項（任意的記録事項）および利用者情報の変更記録が請求されたものとみなす旨等を規定する。

【業務規程細則第 32 条の 3 関係】

(9) 開示内容の記録および通知

- ・業務規程細則第 32 条の 3 に定める変更記録により変更されたでんさいの内容を開示するための開示内容の記録および当該記録の通知について規定する。

【業務規程細則第 32 条の 4 関係】

(10) 債権記録に記録されている事項の開示の請求方法

- ・特定記録機関変更記録および業務規程細則第 32 条の 3 に定める変更記録の開示の請求方法を特例開示とする旨、特定記録機関変更記録がされている場合は業務規程細則別表 2 に規定する事項を開示する旨等について規定する。

【業務規程細則第 56 条第 7 項・第 9 項関係】

(11) 記録請求に際して提供された事項の開示の請求方法

- ・業務規程細則第 32 条の 3 に定める変更記録の提供情報の開示の請求方法を特例開示とする旨、特定記録機関変更記録を請求または承諾した場合は業務規程細則別表 4 に規定する事項を開示する旨等について規定する。

【業務規程細則第 58 条第 6 項・第 7 項関係】

以上

(注) 改正内容の詳細については、でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）のウェブサイトをご参照ください。